

# Ramnet-J

## NEWSLETTER

Vol.5 2011年2月発行

NPO法人ラムサール・ネットワーク日本  
〒113-0021 (略称:ラムネットJ)  
東京都文京区本駒込4-38-1 富士ビル2F  
TEL/FAX 03-5842-1882  
電子メール info@ramnet-j.org  
ウェブサイト http://www.ramnet-j.org



「世界NGO会議」に参加した湿地関係者（10月24日）

### CBD/COP10での ラムネットJ活動報告

昨年10月に名古屋で開催された生物多様性条約締約国会議（CBD/COP10）で、ラムネットJは決議の発案や採択に向けての行動、世界の湿地関係者を集めた会合の開催など、さまざまな活動を行いました。

#### ●国連生物多様性の10年

CBD/COP10の主要課題のひとつが「生物多様性の喪失をくい止める」でした。2010年を目標とした生物多様性保全戦略計画が達成されなかったため、締約国はこれからの10年間で短期目標として新しい戦略目標を採択しました。ラムネットJのメンバーが呼びかけた「国連生物多様性の10年」は、この目標を条約の枠組みを超えて国連全体、世界中で協力して達成するための仕組みです。ラムネットJが参加している生物多様性条約市民ネットワーク（CBD市民ネット）が政府に働きかけ、日本政府が締約国に提案して承認されました。

また、ラムネットJが発案した「水田決議」もCOP10で採択されました（次ページ記事参照）。

#### ●WN湿地賞と世界NGO会議

ラムサールCOP10で設立された世界湿地ネットワーク（WWN）は、2012年のCOP11に向け、地域で活動する草の根運動の声をきちんと条約に伝え、湿地の保全につなげていくことを最大の課題として

います。その準備の中間発表の場としてCBD/COP10を位置づけ、WWNは2つの行事を実施しました。ひとつがNGOによる「湿地賞」

の発表です。よく管理された湿地、再生がうまくいった湿地、管理に問題のある湿地を、大陸ごとに投票によって選んで公表しました。

もうひとつは、ラムネットJと共同で10月24日に愛知大学で開催した「生物多様性と湿地の保全に関する世界NGO会議」です。日韓を中心としたNGOと各大陸のWWN代表委員が集まり、CBDとラムサール条約の事務局も参加して報告や討議を行い、湿地NGOの担うべき課題、条約への取り組み方を明確にすることができました。

#### ●ブース展示とワークショップ

COP10期間中に野外で行われた展示イベントでは、松川浦、三番瀬、吉野川河口、長島、諫早、球磨川河口、泡瀬の7団体が共同でラムネットJのブースを出展し、パネル展示を行いました。また、ラムネットJはCBD市民ネットの水田、湿地部会としてもブースを出展しました。

10月11・12日には水田部会ブースにおいてワークショップ「ミミズコンポストプロジェクトと土中の微生物の多様性」を実施。参加者はミミズを使ったコンポストの手入れなどを学習し、この様子はテレビで放映されました。

#### ●農業と湿地のフォーラム

10月22日には、CBD市民ネットの水田・湿地部会と共同で、農業と



フォーラム「日韓を中心とした湿地と生物多様性に関するホットイシュー」(10月22日)

湿地をテーマにした2つのフォーラムを開催しました。

農業のフォーラム「生物多様性が地域・農業を元気にする」では、アジアの伝統的で持続可能な農業が、生物多様性の保全と地域の人々の健康な暮らしに貢献してきているという事例などが報告されました。

また、湿地のフォーラム「日韓を中心とした湿地と生物多様性に関するホットイシュー」では、泡瀬や諫早、長島など危機にある日本の湿地や、韓国の四大河川整備事業の問題などが報告されました。

#### ●ポジティブペーパー

ラムネットJでは、湿地の生物多様性の保全に関する見解をまとめたポジティブペーパー「生物多様性の保全と賢明な利用を目指して」を公表し、会場で配布しました。このパンフレットはラムネットJのウェブサイトからダウンロードできます。

（安藤よしの、柏木実、矢嶋悟）

# 生物多様性条約COP10での 水田関連の取り組みとその成果

ラムネットJ共同代表 吳地正行

2010年10月18～29日に、生物多様性条約第10回締約国会議（CBD/COP10）が名古屋で開催され、ほぼ全期間を通じて参加しました。CBDは、多様な生きものを保全し、その恩恵を末永く利用可能にし、遺伝資源から得られる利益の公平な分配をめざす条約です。会議の主目的は、締約国政府が生物多様性の未来に関わるさまざまな決議案等について議論し、その採択を行うことですが、それに関連するイベントも多く行われました。会議場内では346の公式サイドイベント、会議場外では多数のブース展示、フォーラム、イベントが行われ、多数のNGOも含め、国内外からの参加者が1万人を超え、とても大きな会議でした。その分野も多様で、会議全体については把握しきれないことが多くありましたが、私たちの立ち位置である、農業湿地としての水田の生物多様性の保全という視点からは、評価できる成果が得られたと思います。

この会議では日本政府が提案した2つの決議が採択されましたが、これらはいずれも私たちラムネットJが発案し、日本政府に働きかけ、具体化したものです。そのひとつは、



上：CBD/COP10本会議の最終日の様子  
下：CBD市民ネット水田部会の展示ブース  
(写真提供：宇田川飛鳥)

CBD「水田決議」です。これは2008年のラムサールCOP10で、日韓NGOと日韓政府が協働した結果、水田決議X・31（水田の生物多様性の向上）が採択されたラムサール条約とCBD条約を、水田の生物多様性でつなぐ架け橋となるものです。名古屋会議に先立って5月にナイロビで行われた事前会合での経緯は、前回述べましたが、COP10の本会議では、農業生物多様性決定（決議）の一部として、その中にラムサールの水田決議も取り込み、ほぼ無修正で採択されました。もうひとつは「国連生物多様性の10年」を支持する決議で、これはCBD/COP10以降の10年間の生物多様性を活かした活動を支える枠組みとして重要な意味を持ちます。

CBD水田決議は、水田部会が中心となり、1年前から環境、農水、国交省に呼びかけ、10回の会議を重ね、協働して決議案を練り上げてきたことが今回の成果に結びついていると思います。また水田の生物多様性に関するサイドイベントをNGO単独または日本政府やFAO（国連食糧農業機関）と共同して5つ開催し、会議参加者に水田の湿地機能とその生物多様性の潜在的な高さと、その存在が持続可能な未来社会にとって不可欠な基盤となることを国際的にアピールすることができました。

今後の課題としてはこの機運を一過性のものとせず、未来につながる必要があると思いますが、その枠組みとなるのが国連生物多様性の10年決議で、この決議を背景にして水田の生物多様性向上10年計画を策定し、今後見直しが行われる「生物多様性国家戦略」や自治体レベルで策定される「生物多様性地域戦略」にCBD水田決議の内容を取り込むよう働きかけを行い、この決議が地域レベルで役立つ道具となるようにしたいと考えています。

## 霞ヶ浦の水位・逆水門の柔軟運用をめぐる動き

NPO法人アサザ基金 事務局



霞ヶ浦の常陸川水門（逆水門）

霞ヶ浦では1973年以来、開かずの門となっていた常陸川水門（逆水門）をめぐる、画期的な動きが続いています。しかし、昨年11月に発表された湖沼水質では北浦がとうとうワースト1、霞ヶ浦（西浦）がワースト3と霞ヶ浦は危機的状況にあります。私たちは霞ヶ浦の再生には、水位問題（水位の上昇管理によるアサザなどの植物への悪影響）の解決と、逆水門の柔軟運用（上げ潮に合わせて逆水門を柔軟に開閉し生物が遡上できるようにする運用方法）の実現が不可欠との思いを強めています。昨年の霞ヶ浦の動きをまとめてみました。

● 4月1日 前原国土交通相（当時）との面会が実現。霞ヶ浦の水位問題や常陸川水門の柔軟運用案について要望し、「水位を下げられるか検討する。常陸川水門の柔軟運用に関しては、実現可能か調べる」と明言されました。私たちは大きな前進と受け止めました。

● 6月22日 土浦市議会が「常陸川水門の柔軟運用を求める請願」を全会一致で可決。それを受けて、10月18日には土浦市議会の議員ら22人と関係者を含む43名が潮来市の国交省霞ヶ浦河川事務所で見解交換を行い、水門を管理する神栖市太田の河川事務所波崎出張所を視察しました。

● 11月2日 県市議会議長会（県内の全31市）が、「常陸川水門の柔軟運用に関する要望書」を全会一致で採択。11月19日には同会のメンバーら33名が霞ヶ浦の国交省を訪問し、「常陸川水門の柔軟運用を求める要望書」を提出しました。

● 11月19日 公共事業チェック委員の会が霞ヶ浦を視察。アサザ基金代表の飯島が水位や柔軟運用案に関してプレゼンし、河川事務所長や漁業関係者、地元住民との意見交換が行われました。

● 11月27日 国交省小泉政務次官が逆水門を視察、市議会議長会や河川事務所長と意見交換をしました。

● 12月15日 東海村議会、22日にはつくば市議会が「常陸川水門の柔軟運用を求める請願」を全会一致で採択しました。

霞ヶ浦の再生のために、皆さんのご支援ご協力をよろしくお願致します。

（財）日本野鳥の会  
大畑孝二（豊田市自然観察の森 指定管理者）

愛知県豊田市の中心地から約4kmのところ豊田市自然観察の森があり、その一角に面積約5000㎡の矢並湿地があります。伊勢湾周辺から岐阜県の東濃地方にかけては、シテコブシやヒトツバタゴといった固有種や準固有種などの植物が生育し、現在15種類が東海丘陵要素植物群として知られています。これらの多くは、湿地環境に生育していますが、その湿地は、泥炭はなく貧栄養で浸み出すように水が湧き、湧水湿地と呼ばれています。

矢並湿地には、東海丘陵要素植物としてシラタマホシクサ、ミカワシオガマ、ミカワバイケイソウ、トウカイコモウセンゴケ、ヘビノボラス、クロミノニシゴリが確認されています。矢並湿地の保全とともに、この東海地方固有の湿地



オラシシカワガク  
ミホシカ  
赤ガマ

環境を保全するために2003年から日本野鳥の会では、地元豊田市自然愛護協会とともに、豊田市に対してラムサール条約の登録を提案してきました。その結果、市議会での賛同を得て市としても2008年から登録に向けての調査研究を進め、識者の提言も受け、東海丘陵要素植物が生育している湧水湿地として、恩真寺湿地と上高湿地も含め3か所を東海丘陵湧水湿地群の名称で登録をめざすことになりました。その後、愛知県により愛知高原国定公園の見直しがなされ、登録に必要な国レベルの法的担保も確保されました。そして、環境省が発表した潜在候補地に「東海丘陵湧水湿地群」の名称で選定されました。

矢並湿地は、富栄養化を防ぐために冬期間に草刈りをしています。が、こうした保全活動は、矢並湿地保存会が行っています。先日開かれた、COP10の公式エクスカージョンとしても参加者が訪れ、シラタマホシクサなどに感激されていました。豊田市としては、2012年の締約国会議で登録をめざしています。

172か所がラムサール潜在候補地に

2007年11月に策定された第3次生物多様性国家戦略は、2012年のラムサールCOP11までにラムサール条約湿地を10か所追加登録する目標を掲げていましたが、2008年のCOP10で4か所が登録されましたので、2012年のCOP11までに6か所が登録されることとなります。2010年3月に策定された生物多様性国家戦略2010もこの目標を再掲しました。

昨年9月30日には環境省から、国際基準を満たす湿地をリストアップし、172か所の潜在候補地を選定したことが公表されました。環境省は2004年にも54か所の条約湿地の候補地を選定していますので、その時と比べ今回の選定は3倍以上の数になります。

但し、2004年の際には、環境省が日本の場合の条約湿地登録の条件としている、①国際基準に該当すること、②保全の法的担保として鳥獣保護区等の保護区（環境省所管の自然保護に関する法律による保護区に限られています）に指定されていること、③地元の賛意があることの3条件のうち、①と②に該当するもの（②については保護区指定の予定も含みました）を候補地として選定したのに対し、今回は①のみに該当する湿地を選定し

潜在候補地の位置図（環境省資料より作成）

※本図は模式図であり必ずしも実際の潜在候補地の位置を反映していない



環境省が172か所の条約湿地潜在候補地を選定！

2012年春の登録をめざして絞り込み作業本格化へ

ラムネットJ事務局長 浅野正富

ましたので、呼び名も候補地ではなく、潜在候補地になりました。

河川法による登録の道は開かれるか

今後172か所の潜在候補地から、2012年春に開催を予定されているCOP11での登録をめざして、②と③の条件を満たす湿地を最低6か所絞り込む作業が本格化します。しかし、②については、環境省所管の自然保護に関する法律の保護区指定がされなければ保全の法的担保があるとは言えないのか、それとも、例えば河川法により国土交通省が河川区域として管理しているだけでも保全の法的担保ありとする余地はないのかということも、私たちNGOが以前から指摘していました。そのような中、昨年春に国土交通省が河川法を保全の法的担保とできないか環境省に協議を申し入れて現在協議が続けられていますので、近いうちに②の条件について見直しが行われる可能性があります。国内の河川については、今まで、湿原と一体として、あるいは溪流として登録されたことはあるものの、河川自体として条約湿地に登録された例はありません。河川法が保全の法的担保となる道が開かれれば、将来的には、全国で多数の河川が条約湿地に登録されることが期待されます。

また、2010年5月にはラムネットJから環境省に対し、従来、候補地に選定されていなかった16か所の湿地を候補地に推薦していましたが、そのうち松川浦、霞ヶ浦、渡良瀬遊水地、汐川干潟、六条潟、矢並湿地、中池見湿地、吉野川河口、円山川下流域、曾根干潟、泡瀬干潟の11か所が潜在候補地になりました。これら11か所や従来から候補地となっていた三番瀬や和白干潟などの重要湿地の登録が実現されるかについても、大いに注目していきたいと思えます。



### ●ラムネットJ湿地パネル展開催中

ラムネットJでは、2月16日(水)まで東京・有楽町の丸の内さえずり館で、パネル展「ウェットランドへようこそ」ラムサール条約と日本の「湿地」を開催中です。湿地保全やラムサール条約に関する説明パネル、日本各地の湿地の写真、写真家の村山嘉昭さんによる川で遊ぶ子どもたちの写真などを展示しています。



丸の内さえずり館：開館時間は11時～19時、土日・祝日は休館。東京都千代田区有楽町1-12-1新有楽町ビル1F(最寄り駅は有楽町) TEL 03-3283-3536

### ●全国キャンペーン「湿地のグリーンウェイブ」参加団体募集中です

ラムネットJでは、湿地保護全国キャンペーン「湿地のグリーンウェイブ」を4～5月に開催します。このキャンペーンは、1997年の諫早湾閉め切りで広大な干潟が消滅することになった日である4月14日(干潟・湿地を守る日)から、世界的な植樹キャンペーン(グリーンウェイブ)が行われる5月22日の国際生物多様性の日までを、湿地と生物多様性の保全を普及・推進する期間として、自然観察会、生きもの調査、田植え、シンポジウムなどの活動を、全国で連携して行おうというもので

す。ただいま、参加イベントを実施していただけの団体を募集中です。詳しくはラムネットJのウェブサイトをご覧ください。

### ●有明海訴訟で「開門」判決が確定

有明海の漁業者が諫早湾の開門を求めていた裁判で、福岡高裁は12月6日、干拓事業による有明海への漁業被害を認め、国に5年間にわたる開門調査を命じる判決を下しました。それを受け、ラムネットJでは12月14日に、WWFジャパン、日本野鳥の会、日本自然保護協会と共同で、諫早湾干拓の開門による有明海の生物多様性の回復を求める緊急共同声明を発表し、政府に提出しました。原告・弁護士団は農水省前で座り込みを行うなどして、政府に上告の断念を求め、12月15日には菅首相が上告しないことを表明。ついに開門の判決が確定しました。原告・弁護士団や有明海漁民・市民ネットワークでは、一日も早い有明海の再生のために、排水門を段階的に開けていく方法で、開門の即時実施を求めています。1997年の「ギロチン」から今年で14年。諫早湾の開門が現実のものとして近づいてきました。

### CBD/COP10のための特別協賛金ご協力ありがとうございました

2010年10月までに総額29万円の協賛金が集まり、生物多様性条約(CBD) COP10での展示や資料作成などのために使わせていただきました。ご協力いただいたみなさま、どうもありがとうございました。

★協賛金にご協力いただいた方(敬称略、五十音順) 荒井剛、笠原一浩、金享美、紫藤拓也、立花一晃、谷博之、中村陽子、西村敏之、原覚俊、ホシザキグリーン財団、馬奈木昭雄、森山紀美子、山本英司、山本哲江(他、多くの匿名希望のみなさま)

## ラムサール・ネットワーク日本 会員募集!!

ラムサール・ネットワーク日本(ラムネットJ)の活動は、会員の皆様からの会費や、カンパ、助成金などでまかっています。ぜひ、一般賛助会員になって会の活動を支援してください。もっと積極的に湿地保護にかかわりたい方は、会の運営や活動を担う一般正会員としての入会をお待ちしています。そのほか、団体や企業としての入会も可能です。

●**会員の特典** 機関誌「ラムネットJニュースレター」を送付するほか、会員限定のメーリングリストに参加できます。ラムネットJが主催する催しの参加費が割引になる場合もあります。

●**入会申込方法** 下の入会申込書に記入して、下記の事務局まで、郵便、FAXなどでお送りください(または各項目を電子メールに書いてお送りください)。一般賛助会員、一般正会員の入会申し込みはウェブサイトからも可能です(<http://www.ramnet-j.org/join.html>)。申込書の送付後に、年会費を下記の口座までお振り込みください。

●**年会費(入会金)** 年会費は4月から翌年3月までの1年分です。入会初年度は、年度途中の入会でも入会金として1年分の会費をいただきます。2～3月に入会の場合、初年度の年会費(入会金)は無料となり、4月からの次年度の年会費としていただきます。

●**振込先** ゆうちょ銀行 振替口座 00140-0-765702 ラムサール・ネットワーク日本(一般銀行から) ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキョウ)店 当座預金 0765702 ラムサール ネットワークニホン

●**事務局** 〒113-0021 東京都文京区本駒込4-38-1 富士ビル2F TEL/FAX 03-5842-1882 NPO法人ラムサール・ネットワーク日本

### 会員種別と入会申込金(年会費)

会員種別	正会員		賛助会員	
	総会での議決権があります		総会での議決権がありません	
一般	1口	5,000円	1口	2,000円
団体	1口	10,000円	1口	10,000円
特別	50,000円以上		30,000円以上	
企業	-		1口	100,000円

### ラムサール・ネットワーク日本 入会申込書 ( 年 月 日)

会員種別 (年会費)	正会員	<input type="checkbox"/> 一般 (1口5千円) <input type="checkbox"/> 団体 (1口1万円) <input type="checkbox"/> 特別 (5万円以上)	年会費 口数	□
	賛助会員	<input type="checkbox"/> 一般 (1口2千円) <input type="checkbox"/> 団体 (1口1万円) <input type="checkbox"/> 特別 (3万円以上) <input type="checkbox"/> 企業 (1口10万円)		
個人(一般会員、特別会員)			団体会員、企業会員	
氏名	氏名		団体名	
所属 (無記入でも可)	代表者		担当者	
住所	〒		電話番号	
Eメール			メーリングリストへの参加 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	